

2020(令和2)年7月21日

株式会社エムアンドエム 御中

適格消費者団体  
特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会  
〒330-0064  
さいたま市浦和区岸町7-11-5  
TEL048-844-8972 / FAX048-829-7442  
理事長 池本 誠司

## 再申入書

これまで当会から行ってきた申し入れ等に対し一定のご対応をいただいたことから、当会としては貴社のウェブページ等の推移を見守ってきました。しかし、現在表示されているウェブページを拝見したところ、なお表示上の問題が解消されていないと思料しますので、下記のとおり改めて申入れをいたします。

つきましては、2020(令和2)年8月14日までに、再申入れに対する回答を書面にて当会まで送付いただけますようお願いいたします。なお、本再申入れ書および貴社からの回答の有無・内容等は当会において公表することを念のため申し添えます。

### 記

貴社商品のウェブページ上の広告表示について

#### 1 貴社商品「ゼロファクター Zローション」に関するウェブページ

- ① [https://zrmem.jp/smp/shopping/lp.php?p=zlotion\\_teiki\\_TOP\\_A&adcd=b3nthv6q8sp475、](https://zrmem.jp/smp/shopping/lp.php?p=zlotion_teiki_TOP_A&adcd=b3nthv6q8sp475、)
- ② [https://zrmem.jp/shopping/lp.php?p=zlotion\\_teiki\\_yamamoto\\_r&adcd=cpeceyv1wpp475&yclid=YSS.1001057331.EA1aIQobChMlu4nq3OzS6gIVUaaWCh2sjgZXEAA YASAAEgJfB D BwE\)](https://zrmem.jp/shopping/lp.php?p=zlotion_teiki_yamamoto_r&adcd=cpeceyv1wpp475&yclid=YSS.1001057331.EA1aIQobChMlu4nq3OzS6gIVUaaWCh2sjgZXEAA YASAAEgJfB D BwE))

及び同「ゼロファクター Zリムーバー」に関するウェブページ

- ③ [https://zrmem.jp/shopping/lp.php?p=zremover\\_teiki\\_yamamoto\)](https://zrmem.jp/shopping/lp.php?p=zremover_teiki_yamamoto)

等の貴社の広告表示において、「初めての方限定半額 特別価格¥3980(税抜)」「注文殺到中!半額で申込む」「180日間全額返金保証」(①②)、「まずは体験を!注文殺到中!半額で申し込む」(③)などの表示がなされています。

2 しかしこれらの表示において、実際には自動更新により定期的に購入する契約(モテ肌超得継続コース)であるのに対し、消費者の利益をうたう点が上記のように強調して表示されている一方で、

- (1) 当該箇所には定期購入となる旨の表示がなされていないものがある(上記①③)
- (2) 定期購入となる旨の表示がなされていても、強調表示に比して目立たず見落としや

すい（上記①②③）

- (3) 契約金額（半額であること）が強調され、契約期間（当該申込みが定期購入を内容とする）に気づきにくい（上記①②③）
- (4) 半額とあるのみで商品価格の記載がなく価格がわからない（上記③）
- (5) 180日間全額返金保証をうたいながらその条件は「申込規約に記載していますので必ずご覧ください」等とされ、別にリンク先を探して確認しなければ把握できない（上記①②③）
- (6) 返金条件について申込規約には「初回から180日間（6回分）までのご請求を滞りなくお支払いいただいたお客様のみご利用可能」「払込受領書は返金申込書に添付が必要」「6回目分（180日間分）のお支払後、7回目の商品お届け予定日の10日前までに必ずお電話にてご連絡ください」「Zローション」をご購入いただいてから10日以内に使用を開始し、毎日（6ヶ月間）欠かさず、ご使用頂いている方のみが対象」「Zローション ダイアリー-CHECK シート」の全項目にご記入していただいていることが必須条件」「初回から6回目までの「商品パッケージ」「ダイアリー-CHECK シート（全て記入済）」「支払い証明書（NP 後払いのみ）」「マイページから印刷した6回分の購入履歴詳細」「返金申込書」「アンケート」が全て揃っている状態でご郵送いただける方に限り「ご郵送の際は、配達記録が残り、引受人に手渡しの配達方法（例：書留、ゆうパック、宅配便など）でご郵送ください」「上記条件に満たない場合（「知らなかった」等の申し入れは一切お受けできません）や事前連絡なしのご郵送は返金保証の対象外となります」「お届け日並びに配達サイクルを変更した際は返金保証対象外となります」等の極めて厳格な返金条件が定められており、かつその手続きもまず貴社に電話で申し込みをし、貴社から送付されるメールの添付資料を印刷して記入し、貴社の指定する厳格な郵送方法及び期間を厳守しなければならない等の一般消費者が全額返金保証という表現から到底予想しえないような非常に厳しい条件が定められている（上記①②③）

内容となっています。

- 3 これらの点はいずれも、取引条件について実際よりも著しく有利であると一般消費者に誤認させる表示であり、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあるものであり、不当景品類及び不当表示防止法第5条第2号に違反します。

そこで、これらの点を修正し、申込により成立する契約の内容が継続的な取引であること、契約金額、返金保証の具体的な条件等の契約条件について、消費者が誤認することのないよう分かりやすく表示してください。貴社が YouTube や Instagram その他の SNS で利用しているアフィリエイトを含む広告表示についても、同様に消費者が契約条件について誤認することのないよう、分かりやすく表示してください。

以上

**【本件に関する問合せ先】**

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会  
事務局 吉川、清水

TEL:048-844-8972/FAX:048-829-7444